

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	韋應物の終焉の状況について
Author(s)	山田, 和大
Citation	中國中世文學研究 , 56 : 22 - 33
Issue Date	2009-09-28
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051414
Right	
Relation	



韋應物の終焉の状況について

山田和大

はじめに

韋應物は、王維・孟浩然・柳宗元と並んで、「王孟韋柳」と称され、いわゆる自然詩人として有名である。しかし、ながら、新旧『唐書』には伝が無く、まとまつた伝記資料としては、北宋の王欽臣「韋蘇州集序」、『唐詩紀事』、南宋の沈作喆「補韋刺史伝」、『唐才子伝』などがあるのみであった。

これらに基づいて従来考えられてきた事跡を読んでみると、腑に落ちないことがあつた。それは、彼の終焉をめぐる記述に関するものである。晩年期にあたる蘇州刺史期は、政治にも精力的で、なおかつ詩会を主催しており、交遊の幅が広く、官吏として非常に充実していた時期であるとされる。⁽³⁾ それにも拘わらず、最晩年には自らの政治の拙さを厭い、永定寺という寺院に閑居したと言ふ。現存する資料からは、蘇州刺史として働き、充実した生活を送っていた中で、自らの政治がまずいと言つて閑居する理由が見あたらぬ。また、現在繫年される彼の詩を読むと、年を追うごとに心境が落ち着いていく

るようを感じられる。この点からも、最晩年に寺院に閑居した理由がよくわからなかつた。

二〇〇七年に西安市で韋應物一家墓誌が発見された。それには、従来考えられていた終焉の状況とは違う可能性が示されている。

本稿では、新出土墓誌によつて韋應物の終焉の状況をめぐる従来の説を見直す必要があるかどうかを検討してみたい。

一 従来の説と新出土墓誌の記載

従来から見られた墓誌以外の伝記資料のうち、もっと古いものは、王欽臣「韋蘇州集序」である。

貞元初、又歴蘇州。寵守、寓居永定精舎。其後事迹、究尋無所見。(貞元の初め、又蘇州を歴^ふ。守を寵め、永定精舎に寓居す。その後の事迹、究め尋ぬるも見る所無し。)

貞元年間（七八五～八〇五）の初め頃に、韋應物が蘇

州刺史となり、その後、永定精舎に寓居したと言う。この王欽臣の叙述を踏まえたと思われるものが次の四編である。

貞元初、歷蘇州。罷守、寓蘇臺永定精舍。

（北宋・計有功『唐詩紀事』卷二十六「韋應物」）
貞元初、又歷蘇州。罷守、寓居永定精舍。以詩考之、

歷官次序如此。（南宋・姚寬『西溪叢語』卷下97）

貞元初、歷蘇州、罷守、寓蘇州永定精舍。

（清・席啓寓「韋應物伝略」）

貞元初、歷蘇州刺史、罷守、寓蘇州永定佛寺。

（清・余懷「重刻韋蘇州集序」）

これらは、いざれも王欽臣の言をほぼそのまま使う。王欽臣序とは異なる記述をしているものも見られる。

久之、白居易自中書舍人出守吳門。應物罷郡、寓於郡之永定佛寺。（之を久しくして、白居易 中書舍人より出でて吳門に守たり。応物 郡を罷め、郡の永定仏寺に寓す。）
（南宋・沈作喆「補韋刺史伝」）

沈作喆は、白居易が刺史として蘇州に赴任した宝曆二（八二六）年に韋応物が蘇州刺史を辞めたとする。しかし、これは韋応物の後任である齊抗が蘇州刺史となつたのが貞元七（七九一）年であることなどから、すでに誤

りであるとされている。⁽⁵⁾

貞元初、又出爲蘇州刺史。大和中、以太僕少卿兼御史中丞、爲諸道鹽鐵轉運・江淮留後。罷居永定、齋心屏除人事。（貞元の初め、又出でて蘇州刺史と為る。大和中、太僕少卿兼御史中丞を以て、諸道鹽鐵轉運・江淮留後と為る。罷めて永定に居り、心を斎めて人事を屏除す。）
（元・辛文房『唐才子伝』）

辛文房は、韋應物が大和年間（八二七～八三五）に諸道鹽鐵轉運・江淮留後となつた後、永定寺に閑居したと言ふ。これも、先に述べた齊抗の蘇州刺史就任の時期などから、誤りであるとされている。

蘇州刺史在任期間などの見解に違はあるが、沈作喆、辛文房の説は、全ての官職を辞めた後、最終的に永定寺に閑居したという点では、王欽臣の記述と一致している。

韋公詩集終於蘇州。自罷守以後、更無一字。蓋不久旋卒。……夫韋以貞元二年刺蘇、不久罷歸、尋卒。（韋公の詩集 蘇州に終る。守を罷めてより以後、更に一字も無し。蓋し久しからずして旋ち卒せしならん。）
：夫れ韋 貞元二年を以て蘇に刺たり、久しがからずして罷めて帰り、尋いで卒す。）
（清・陳沆『詩比興箋』卷三）

陳沆は、韋應物が刺史を辞めてから、郷里に帰つたとしている。⁽⁷⁾ 永定寺に閑居したという記述はないが、蘇州刺史を辞めたという見解は、やはり王欽臣と同じである。

近人では、余嘉錫氏が『四庫提要弁証』卷二十「韋蘇州集十卷」の中で、沈作詰、姚寬らの説を引いた後に、其罷郡不知在何年。……應物罷郡後、有「寓居永定精舍」・「永定寺喜辟強夜至」・「野居」數篇。此後蹤跡不復見於詩。疑其不久即卒。(其れ郡を罷むるは何れの年に在るかを知らず。……應物郡を罷めて後、「永定精舍に寓居す」・「永定寺に辟強の夜に至るを喜ぶ」・「野居」數篇有り。此後の蹤跡復た詩に見えず。疑ふらくは其れ久しうして即ち卒せしならん。)

と、蘇州刺史を辞めた後、数篇の詩が見られるが、その後の事跡はわからぬと言ふ。また、万曼氏は「韋應物伝(続)」の中で、
不過、韋應物是什麼時候死的？這是無法尋究的事。只知道他在罷守蘇州以後、還是住在蘇州，集中有「寓居永定精舍」一詩：……

孫望氏は「韋應物事跡考述⁽⁹⁾」の中で、

大約貞元七年未或八年初、應物便任滿寵官，寄居在蘇城的永定寺了。……如前所述、韋應物大概是在貞元七年任滿寵職的。此後，他就寄住在蘇州的永定寺裏，由於條件的限制，一時沒有力量把全家遷回長安去。……大約此後不久（說的大膽些），也許是貞元九年左右），就死在蘇州了。

と、貞元七（七九一）年に蘇州刺史を辞任してから、まもなく卒したのであるうと推測している。

羅聯添氏は「韋應物年譜」⁽¹⁰⁾ 貞元六年の項で、

是年（？）秋末冬初罷郡、寓蘇州西南之永定精舍，租田二頃，課子弟躬耕，此後以眼暗漸廢吟咏。
本集八「寓居永定精舍」詩云：「……」題下注：「蘇州」

……

此後應物蹤跡不得而考，其卒約在貞元十一年之後數年間。

と、「寓居永定精舍」詩に「蘇州」と題下注があるのに基づき、韋應物は蘇州刺史辞任後、蘇州永定寺に閑居したのであるうとする。傅璇琮氏も、「韦應物系年考证」⁽¹¹⁾ の中で、羅聯添氏とほぼ同様の見解を示す。

韦集卷八有《寓居永定精舍》诗，题下自注：「苏州。」

……

我们可以大致推测，韦应物大约在贞元七、八年（791—792）卒于苏州，此时已罢苏州刺史任，闲居于苏州永定寺，其时间当在贞元六年岁暮或七年春初，其次的可能性则为贞元七年岁暮或八年春初。

从这两首诗提供的情况，则韦应物之罢苏州刺史任，闲居于苏州永定寺，其时间当在贞元六年岁暮或七年春初，

岁为五十五、六岁。

羅聯添氏が韋應物の卒年を貞元十一（七九五）年以降の数年間とするのに対し、傅璇琮氏は貞元七、八年ごろとしており、この点で見解の相違はあるが、蘇州刺史を退任した後、永定寺に閑居したとすることは同じである。

日本では、どのように考えられてきたのであるか。

芳村弘道氏は、「韋應物は蘇州刺史退任後も蘇州に留まり、この寺（永定寺）に寓居した。そして彼は「子弟」に耕作をさせ、人々から遠ざかつて佛道に精進した。……韋應物の永定寺閑居中の作は右の詩（『寓居永定精舍』——引用者注）と『永定寺喜辟強夜至』詩しかのこされておらず、退居の詳細は今一つ明らかでない。また、晩年についても詳らかでなく、沒年も逝去の地も不明である。傅璇琮氏は、おおよそ閑居後間もない貞元七、八年（七九一、七九二）ごろに蘇州で卒したと推測

するが、これは穩當な説と思われる。」と述べる。⁽¹²⁾

植木久行氏は、『詩比興箋』・『四庫提要弁証』を引いたのち、「韋應物が最終官の蘇州刺史をやめた後、ほどなく没したのである、とする考えは、韋應物の伝記研究が急速に進展した現在においても、基本的には変わらない。」と指摘する。

植木氏の言に顯著なように、従来の研究では韋應物が蘇州刺史退任後に蘇州の永定寺にこもったということが定説であった。

しかし、新出土の韋應物墓誌⁽¹³⁾には、次のようにある。

尋領蘇州刺史。下車周星、豪猾屏息。方欲陟明、遇疾終于官舍。（尋いで蘇州刺史を領す。下車してより周星、豪猾屏息す。方に明なるを陟らしめんと欲するに、疾に遇ひて官舍に終はる。）

一読して明らかなように、韋應物は蘇州刺史在任中に亡くなつたと言ふ。この点について、陳尚君氏は、

以往学者都认为他去世时已经罢苏州刺史职，有他《寓居永定精舍》诗「政拙忻罢守，闲居初理生」为证，墓志则显为死于任上。

と、従来の説と墓誌の記述とに齟齬があることを指摘しているが、これをどのように解決すべきかは述べられて

いな
い¹⁵
~~い~~

これを解決する糸口は、「寓居永定精舎」詩が詠まれた
永定寺の場所にあると思われる。

二 永定寺の場所

「寓居永定精舎」（卷八）には、

1 政拙忻罷守
2 閑居初理生
政拙くして守を罷むるを忻び
閑居して初めて生を理む

10

と、政治が拙いという理由で永定寺に閑居したと言う。

王欽臣の編纂したものを祖本とする宋本『韋蘇州集』には、この詩の題下注に「蘇州」とある。四部叢刊本『韋江州集』を含め、現存の『韋蘇州集』系統の版本にこの注は見られる。^[15]

実際に、蘇州に永定寺があつたという記述は、晚唐期にすでに見られる。陸廣微『吳地記』には、

永定寺、梁天監三年、蘇州刺史吳郡顧彥先⁽¹⁷⁾捨宅置。陸鴻漸書額。(永定寺は、梁の天監三年、蘇州刺史吳郡の顧彥先宅を捨して置く。陸鴻漸額を書く。)

とおり、晚唐には、蘇州の永定寺が梁の時代に作られたと考えられていた。

同様の記述は、後の時代にも見える。北宋・朱長文『吳郡圖經統記』卷中には、

永定寺在吳縣西南。梁天監中、吳郡顧氏施宅爲寺。唐陸鴻漸書額。韋蘇州寵郡、寓居永定、殆此寺耶。（永定寺は吳県の西南に在り。梁の天監中、吳郡の顧氏宅を施して寺と為す。唐の陸鴻漸^{ほんざん}額を書く。韋蘇州郡を罷めて、永定に寓居するは、殆ど此の寺か。）

と、永定寺が呉県（現在の江蘇省蘇州市）の西南にあることを示し、「呉地記」と同じく梁の天監年間に作られたと言う。注目すべきは、韋應物が閑居した永定寺について、「殆ど此の寺か」と、推測の言い回しをしていることである。『呉郡図經統記』は、北宋の元豐七（一二〇八四）年に成立したものであるが、このころにはすでに韋應物が閑居した永定寺がどこであつたかということが、はつきりとはわからなくなつていていたことを窺わせる。

りとはわからなくなっていたことを窺わせる
『大清一統志』卷七十九「蘇州府」寺觀にも、

永定寺在吳縣西南。『吳地記』、『梁天監三年、蘇州刺史吳郡顧彥先捨宅置。陸鴻漸書額。』（永定寺は吳県の西南に在り。『吳地記』にいふ、「梁の天監三年、蘇州刺史吳郡の顧彥先宅を捨てて置く。陸鴻漸額を書く」と。）

とあり、『吳地記』や『吳郡圖經続記』の記述を踏襲する。

従来は、「寓居永定精舍」の題下注に「蘇州」とあるのに基づき、さらにこれら地理誌の記述を裏付けとして、韋応物は蘇州刺史辞任後に蘇州永定寺に退居したとされていた。しかし、墓誌の記述に従うかぎり、韋応物は蘇州刺史を辞めたことになつておらず、蘇州永定寺に閑居したと考へることはできない。

実は、従来の説の根拠である「蘇州」という題下注は、もともとはなかつた可能性がある。というのも、『文苑英華』巻二百三十六所収のものは題下注がなく、題下注があるテキストと無いテキストの両系統があつたと考えられるからである。

「蘇州」という題下注がなかつたすれば、永定寺を蘇州にあつた寺だと考へる必然性はなくなる。韋応物が刺史を歴任した蘇州以外の地で、「永定寺」という名の寺が存在した場所はあるのだろうか。

韋応物は生涯で、滁州、江州、蘇州の三箇所で刺史職に就いている。蘇州以外の二箇所のうち、江州に関しては墓誌に、

り。君調の明詔に非ざるを以て、悉く供せしむる所無し。因りて是非の訟有り、有司詳かに按す。聖上州疏の端切なるを以て、優詔して扶風県開国男に賜封す。食邑三百戸なり。徵されて左司郎中に挙せられ、六官を總轄し、戴魏の法に循舉す。)

と、刺史在任中に訴訟が起され、それを契機に皇帝が韋応物を中央に召喚して扶風県開国男とし、左司郎中に任命したことが記されている。そのため、韋応物は自ら江州刺史をやめたということにはならず、「寓居永定精舍」詩の「罷守」の語に合わない。

残る滁州刺史については、後述するように実際に彼がこの職を辞していると考えられ、「罷守」ということばを使つてもおかしくない。「寓居永定精舍」詩の永定寺を、滁州刺史辞任後に閑居した寺だとすることは可能である。そこで、調査を進めると、滁州には永定寺が無いが、その東、約五十キロの地、揚州六合県には「永定寺」があつた。実は、そこは韋応物と深い関係があつた場所なのである。

南宋・無名氏『錦繡万花谷』続集卷九「真州」（明嘉靖本）に、

獨憐幽草澗邊生、上有黃鸝深樹鳴。春潮帶雨晚來急、野渡無人舟自橫。（独り憐む幽草の澗辺に生ずるを、上に黄鸝の深樹に鳴く有り。春潮雨を帶びて晩来急な

尋遷江州刺史、如滁上之政。時□使有從權之斂。君以調非明詔、悉無所供。因有是非之訟、有司詳按。聖上以州疏端切、優詔賜封扶風縣開國男。食邑三百戸。徵拜左司郎中、總轄六官、循舉戴魏之法。（尋いで江州刺史に遷り、滁上の政のごとくす。時に□使 從權の斂有

り、野渡人無くして舟自から横たはる。)

という詩が引かれており、その注に、

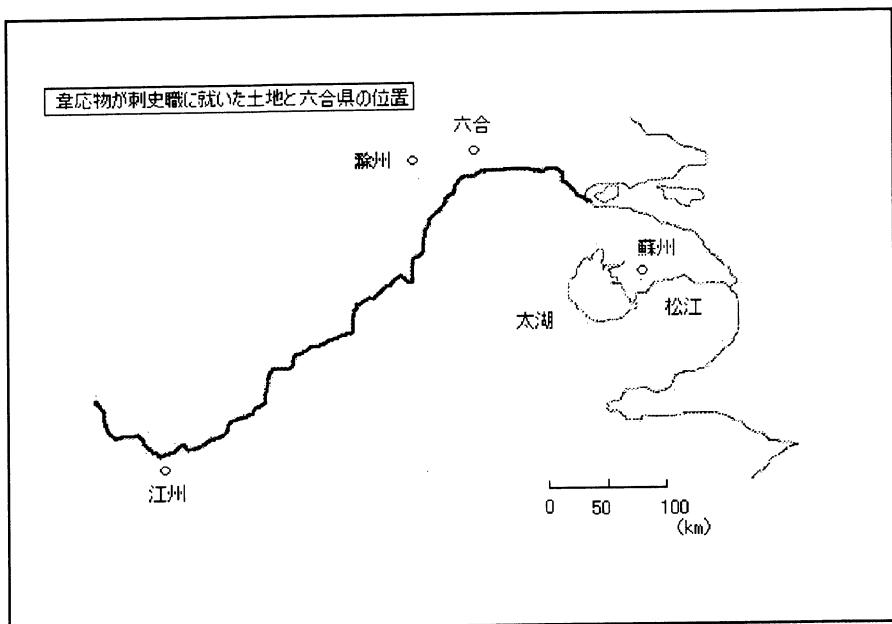
出韋應物「過永定寺題詠」。在六合縣。北有茅草澗。(韋應物の「永定寺に過ぎる題詠」より出づ。六合縣に在り。北に茅草澗有り。)

とある。これによれば、六合縣に永定寺があり、そこを韋應物が訪れたことがあるということになる。
同様に、南宋・王象之『輿地紀勝』卷三十八「真州」に、

芳草澗、在六合縣永定寺之北。唐韋應物知滁州、過六合永定寺。題詠云(芳草澗は、六合縣の永定寺の北に在り。唐の韋應物滁州を知せしどき、六合の永定寺に過ぎりて、詩を題して云ふ)

と言い、先ほどの詩を引く。また、南宋・祝穆『方輿勝覽』卷四十五「淮東路・真州」永定寺も、

在六合縣。其北有芳草澗。韋應物「過永定寺」詩云(六合縣に在り。其の北に芳草澗有り。韋應物の「永定寺に過ぎる」詩に云ふ)



と言い、同じく先ほどの詩を引いている。¹⁸⁾

ここまでに挙げた資料からすると、韋応物はかつて六合の永定寺を訪れていたことになる。滁州と六合の距離は、それほど遠いものではないため、六合の永定寺に閑居した可能性は十分にある（地図参照）。

三 滁州刺史退任後

ここで、従来、滁州刺史退任後の状況がどのように考えられていたのかを確認しておく。陶敏・王友勝両氏の『校注』の巻末にある簡譜には、徳宗の興元元（七八四）年の冬に「罷滁州刺史、寓居滁州西澗」と言い、滁州城の西にあつた谷川に閑居したとする。傅璇琮氏も同様の見解を示している。²⁰⁾ 陶敏氏らが、韋応物が滁州の西の谷川に閑居したとする根拠は、「歲日寄京師諸季端・武」（巻三）である。

- | | | |
|-------|-------|------------------|
| 16 | 見月西澗泉 | 月を見る 西澗の泉に |
| 15 | 聽松南巖寺 | 松を聴く 南巖寺に |
| 10 | 家貧遂留連 | 家貧くして遂に留連す |
| 9 | 昨日罷符竹 | 昨日 符竹を罷め |
| 5 | 少事河陽府 | 少くして河陽府に事へ
わか |
| 6 | 晚守淮南壠 | 晩には淮南の壠に守たり |
| | | |

第6句の「淮南」は滁州周辺のことと言い、その地で「罷符竹」つまり刺史を辞めたと言う。ここから、韋応物が滁州刺史を辞めたことがわかる。加えて、第16句に西澗とあることから、この詩を根拠に陶敏氏らを初め、従来は、滁州刺史退任後に韋応物が滁州城の西の谷川に閑居したと考えられてきた。²¹⁾ そして、この「西澗」は、『大明一統志』巻十八「滁州」に「西澗，在州城西。俗名烏土河。」（西澗は、州城の西に在り。俗に烏土河と名づく。）とあることから、烏土河であるとされてきた。

ここで注目すべきは、第16句の「西澗」という語である。陶敏氏らの注には、さきほどの「独り憐れむ」云々という詩が引かれている。実は、「独り憐れむ」の詩は、『唐詩三百首』にも収められている韋応物の代表作であり、一般に「滁州西澗」という題で知られている。それゆえ陶敏氏らが「西澗」の注に引いているわけである。

一方で、先ほどまで見てきた六合の永定寺の存在を示す資料からは、この詩に「過永定寺」という別系統の詩題があつたことがわかる。また、唐人の撰した『御覽詩』・『又玄集』巻中・『才調集』巻一は、いわゆる「滁州西澗」を「西澗」という題で載録している。ならば、韋応物が滁州刺史退任後に訪れた「西澗」は、必ずしも滁州城の西の谷川であつたとは限らないのではないか。「西澗」は、いつたいどこであつたと考えるのがよいのだろうか。

ここまで確認してきた資料から挙げられる候補は、『錦繡万花谷』、『輿地紀勝』、『方輿勝覽』の全てに見える「茅草澗」または「芳草澗」と呼ばれる地であろう。芳草澗の細かな位置を記したものとして、清の『光緒六合縣志』卷一「地理志」山川には、

芳草澗，在縣東北三里，永定寺北。通沈家湖·橫塘，入治浦河。唐韋應物有詩。（芳草澗は、縣の東北三里、永定寺の北に在り。沈家湖・横塘を通り、治浦河に入る。唐の韋應物に詩有り。）

と、芳草澗が縣の東北三里の地にあつたと言ふ。また、同じく『光緒六合縣志』卷二「建置志」寺觀には、
永定禪寺，在縣東五里。（永定禪寺は、縣の東五里に在り。）

と、永定寺が縣の東五里の地にあつたと言う。この二つの記事から、永定寺のやや西北に芳草澗があつたことがわかる。このことから、いわゆる「滁州西澗」の「西澗」は滁州城の西ではなく、永定寺の西にあつた谷川、すなわち宋代に芳草澗や茅草澗と呼ばれた地だと考へることができる。とすれば、韋應物は滁州刺史退任後に滁州の西澗に閑居したのではなく、滁州の東、六合永定寺に閑居し、その西の澗、後に芳草澗と呼ばれる地へ

遊びに行つていたことになる。
歐陽脩に「書韋應物西澗詩後」⁽²³⁾という文章がある。そこには、

右唐韋應物「滁州西澗」詩。今、州城之西乃是豐山、無所謂西澗者。（右は唐の韋應物の「滁州西澗」詩なり。今、州城の西は乃ち是れ豐山にして、所謂西澗なる者無し。）

と、「滁州の西澗」を探しても見つからなかつたという。この記述も、韋應物の言う「西澗」が滁州城の西ではなかつたということの傍証になるであろう。

墓誌は、韋應物の親友丘丹の撰であり、韋應物の伝記に関しては、王欽臣序などを上回る第一級の資料だと考えることができよう。同時に、韋應物自身が作った「寓居永定精舍」などの詩も第一級の資料である。この二つの資料の整合性をつけようとするとき、韋應物は滁州刺史退任後に六合の永定寺に閑居し、蘇州刺史の在任中に最期を迎えたとするのが最も妥当な結論であろう。

まとめ

従来、定説となつていた韋應物の終焉の状況は、蘇州刺史退任後に没したというものであり、新たに出土した墓誌の記述は、それと齟齬がある。本稿では、永定寺の場所をめぐつてこれを検討し、韋應物が閑居した永定寺

は、蘇州のものではなく、揚州六合県のものであり、韋応物は蘇州刺史在任中に亡くなつたのであろうという結論に達した。

本稿で述べたことを踏まえると、次に考えていかなければならぬ問題がある。

まず、韋応物詩の繫年、とくに蘇州刺史期のものについて、再考が必要になつてくる。永定寺に関する「夏至避暑北池」(巻七「遊覽」)、「与盧陟同遊永定寺北池僧舍」(巻七「遊覽」)、「寓居永定精舍」(巻八「雜興」)、「永定寺喜辟彊夜至」(巻八「雜興」)の四首は確実に繫年が変わる。いずれも、永定寺が蘇州にあるという題下注をもとに繫年されているからである。この他にも、靈巖寺に関するもの、「校注」と「繫年」の見解が一致していないものなどは、繫年を考え直す余地があると思われる。

詩の繫年や、特定の時期の事跡が変われば、詩の読みも変わるべき可能性がある。

それと同時に、晩年の韋応物の持つていた吏隱意識や韋応物像を再考する必要がある。たとえば芳村弘道氏が韋応物の永定寺閑居の理由として、「中原に比べて豊かな蘇州に灘上での生活を再現しようとしたのではあるまいか。」と述べておられるなど、従来は最後には寺院に閑居したという韋応物像があつた。韋応物が六合永定寺に閑居し、蘇州刺史期には隠遁することはなかつたのであれば、こういう韋応物像を結ぶことは難しくなつてくる。このことは、白居易研究にも影響を与える可能性がある。

る。從来、韋応物が白居易の吏隱意識に影響を与えたことが論じられてきた。これは、最晩年には隠遁したという韋応物像に基づいて研究が進められてきたのだと思う。しかし、晩年の韋応物が役人としての仕事も充実しているし、遊びは遊びで楽しくできているという吏隱意識を持つていたのであれば、白居易の生き方の先駆けをなしたもののがいたことになる。白居易は王欽臣以前の人であり、王欽臣の整理した版本によつて作られ、伝承されたきた韋応物像の影響は当然受けていない。したがつて、白居易の持つていた韋応物像についても再考せねばならない。これを追究していくことで、韋応物が白居易に与えた影響は、從来考えられていたものよりも、もっと大きなものになるのではないかと思われる。

墓誌の発見によつて、韋応物の伝記や詩、吏隱意識について再考が迫られている。他にもまだまだ考えなければならない問題があると思われる。ここに挙げた課題をはじめとし、韋応物の伝記や詩の読みなどについて、考察を深めていきたい。

注

- (1) 正史中には、『新唐書』巻二百一「文芸伝上」序言に「今但取以文自名者爲文藝篇。若韋應物・沈亞之・閻防・祖詠・薛能・鄭谷等、其類尚多、皆班班有文在人間、史家逸其行事。故弗得而述云。」(今但だ文を以て自から名ある者を取りて文芸篇と為す。韋應物・沈亞之・閻防・祖詠・薛能・鄭谷等の

ごときは、其の類尚ほ多く、皆班班として文の人間に在る有るも、史家其の行事を逸す。故に得て述べずと云ふ。)と見えるのみである。

(2) 土谷彰男「中唐初期における蘇州文壇の形成についての一考察」(『松浦友久博士追悼記念中国古典文学論集』研文出版、二〇〇六年)は、貞元五(七八九)年の顧況と韋應物との応酬を手がかりに、「韋詩の詩題に「郡齋」「燕集」とあるようには、この文會は刺史である韋應物が座主となり、官舍である郡齋を場として催されたものである。」と指摘している。

(3) たとえば、儲仲君「韦应物诗分期的探讨」(『文学遺産』一九八四年、第四期)には、「韦应物晚年仕途开始通达。江州是重镇，苏州是上州，作一个大州刺史的荣耀、地位和宽绰的生活，已经使政治上并无多大野心的韦应物感到了满足。特别是在「泱漭吴上肥」的苏州，地富人稠，文士云集，或讌集宾客，流连诗酒，或联骑出游，吟赏烟霞，或闲斋独处，栽杉种柳，生活过得更为惬意。」とある。

(4) 韋應物の詩を繫年しているものには、孫望編著『韋應物詩繫年校箋』(中華書局、二〇〇一年三月。本文中では『繫年』と略称する)がある。また、陶敏・王友勝校注『韋應物集校注』(上海古籍出版社、一九九八年。本文中では『校注』と略称する)や羅聯添『韋應物年譜』(『唐代詩文六家年譜』学海出版社、一九八六年)は、個別の詩の制作年代を示している。なお、本稿では『四部叢刊』本『韋江州集』を底本とし、詩題に付した番号は、赤井益久『韋應物伝記伝本攷』(『国学院雑誌』第七十九巻第十号、一九七八年)によつた。

(5) たとえば、陳沆『詩比興箋』卷三「韋應物詩箋」は、白居易が蘇州刺史に赴任した頃、韋應物はすでに九十余歳であり、年齢の面から沈作喆の説は成り立ちがたいとする。近人では、万曼氏が『韋應物傳』(『続』)(『國文月刊』六十一期、一九四七年)沈作喆の説を引き、「這裏可疑的地方很多。」とし、誤りを考証している。齊抗の蘇州刺史就任期間について、郁賢皓『唐刺史考全編』卷一百三十九「江南東道」蘇州(安徽大学出版社、二〇〇〇年)に、貞元七(七九二)年から貞元八(七九二)年であったとの考証がある。

(6) 傅璇琮『唐才子伝校箋』卷四「韋應物」(中華書局、一九八九年)は、「接應物罷居永定，乃在蘇州刺史之後，時約在貞元六年、前已考述。此云在大和中任諸道鹽鐵轉運江淮留後之後，殆誤。」と言う。

(7) 他の文献などに、この記述の根柢となるものは見えない。

(8) 前掲注(5)万氏論文。十一永定寺退居。

(9) 『歸叟雜稿』(上海古籍出版社、一九八二年。初出『南京師範学院学報』一九六二年第一期。

(10) 『唐代詩文六家年譜』(学海出版社、一九八六年)。

(11) 『唐代詩人叢考』(中華書局、一九八〇年。二〇〇三年新1版)。

(12) 「韋應物の生涯」(『唐代の詩人と文献研究』朋友書店、二〇〇七年。初出「韋應物の生涯(上)」『学林』第七号、一九八六年、「同(下)」『学林』第八号、一九八六年。)

(13) 『詩人たちの生と死—唐代詩人叢考』(『韋應物』(研文出版、二〇〇五年)。初出「唐代作家新疑録(3)」『文經論叢』第二

十五卷第三号、一九九〇年。

(14) 丘丹「唐故尚書左司郎中・蘇州刺史京兆韋君墓志銘并序」。

拙稿「新出土韋應物墓誌」『中國中世文學研究』第五十四号、二〇〇八年九月）を参照。

(15) 陳尚君「韦应物一家墓志的学术价值」（二〇〇七年十一月四日付『文匯報』）。

(16) 稿者が確認し得た版本は、中国国家図書館所蔵宋乾道七年刊本、中国國家図書館所蔵宋刊本（ともに北京図書出版社、二〇〇四年影印本）、元代福建刻本（福建人民出版社、二〇〇八年影印本）、民国二十六年陶風樓景印本（新文豐出版社、一九七九年影印本）、四部備要本『韋蘇州集』、四部叢刊本『韋江州集』、宝永三年刊本『韋蘇州集』である。これらには、すべて「蘇州」の題下注がある。なお、前掲注（4）孫氏繁年、陶氏ら校注、および阮廷瑜校注『韋蘇州詩校注』（華泰文化事業股份有限公司、二〇〇〇年）にも、題下注があるとは書いてあるが、これについての校記はない。

(17) 頑彦先についての記述を正史に求める、『南齊書』卷三十二に頑彦先という人物は、宋の孝武帝のころに絵を書くのがうまいことで有名な人物であったとする記事がある。しかし、吳郡太守であったという記述は見あたらない。

(18) この他、時代が少し降って、『大明一統志』卷六「應天府」芳草澗に「在六合縣舊永定寺之北。」（六合県の旧永定寺の北に在り。）と、芳草澗の北に永定寺があつたという記述がある。

(19) 前掲注（4）陶氏ら校注。

(20) 前掲注（11）傅氏著書。

(21) 赤井益久氏は、『中唐詩壇の研究』「韋應物詩論」（創文社、二〇〇四年）の中で、「四十五歳にして比部員外郎から滁州・

江州刺史歴任の間の滁州南巖寺の仮寓」と述べている。根拠は明確には示しておられないが、おそらく¹⁵⁴「歲日寄京師諸季端・武」詩であろうと思われる。

(22) 傅璇琮編撰『唐人選唐詩新編』（陝西人民教育出版社、一九九六年）。

(23) 李逸安点校『歐陽脩全集』卷七十二（中華書局、二〇〇一年）。

(24) 「靈巖寺」は、『光緒六合縣志』卷三「建置志」に名が見え、蘇州だけではなく六合県にも靈巖寺があつたとわかる。

〔附記〕本稿は、第五十五回中国四国地区中国学会（二〇〇九年五月三十日、於四国大学）における口頭発表をもとにまとめたものである。その席上、貴重なご教示・ご指導をいただいた諸先生方に、ここに深く感謝いたします。